

〒113-8535
東京都文京区西片1-17-3
文化シャッター健康保険組合

* 健康保険任意継続の申請について *

任意継続被保険者制度について、よく読んでご理解いただき誤りのないようお願い致します。不明な点は当健康保険組合にお問い合わせ下さい。

1. 任意継続とは

◆ 任意継続被保険者になれる人

- ①退職日までに継続して2か月以上、当健保組合に加入していること。
- ②退職日翌日から20日以内に任意継続申請書を当健保組合に提出すること。
(期限内に到着しなかった場合は加入できません)

◆ 任意継続被保険者期間（任意継続でいられる期間）

任意継続被保険者となった日（退職日翌日）から最長2年間です。

※退職後、事業主（法人）となられるかたは、加入できません。

※75歳になったときは2年未満でも任意継続の資格を喪失します。
(後期高齢者医療制度の被保険者に該当します)

◆ 任意継続被保険者の資格を喪失するとき

- ①期間満了したとき（退職日翌日から2年を経過）
- ②就職して他の健康保険組合などの被保険者になったとき（国民健康保険は除く）
- ③保険料を指定された納付期日までに納めないとき
- ④75歳になったとき（後期高齢者医療制度の被保険者に該当）
- ⑤死亡したとき

⑥本人の申し出によるとき

【注意】資格喪失の申し出の取消しは認められておりません。任意継続喪失後は、いかなる理由でも任意継続への再加入はできませんのでご留意ください。

※上記、いずれの場合も必ず当健保組合までご連絡ください。

資格喪失後に当健保組合の保険証で診療を受けた場合、健保負担分は後日請求させていただきますのでご承知おきください。
この分は、新しくご加入の健保組合等へご請求ください。

◆保険料

保険料および保険給付の基礎となる標準報酬月額は、被保険者ご本人の退職時の標準報酬月額と、当健康保険組合の平均標準報酬月額の、いずれか低い方の額とすることとなっております。必ず、保険料は健康保険組合へお問い合わせください。

毎年保険料率（退職時の標準報酬月額に掛ける率）の見直しが行なわれ、増額減額する場合がありますが、退職後の収入の増減によって保険料が変わることはありません。

また、今まで事業主が約半額を負担していた保険料が、全額本人負担となりますので、在職時より高い保険料になる場合もあります。

市区町村の国民健康保険課で1年目・特に2年目の保険料を調べ、**比較検討のうえ申請してください。**

【平均標準報酬月額とは】

前年の9月30日時点における全被保険者の標準報酬月額の平均額を基に決められた標準報酬月額のことです。

当健保組合の令和7年度（令和6年9月30日時点）の平均標準報酬月額は380,000円です。

2. 申請について

◆申請方法

加入には「健康保険任意継続被保険者資格取得申請書」が必要になります。

また、扶養家族がいる場合は、ご家族の収入の証明書類等が添付書類として必要になりますので、必ず事前に健康保険組合までお問い合わせください。

【※注意事項※】

- 1) 退職日翌日から20日以内に「任意継続申請書」と「扶養家族の添付書類」が当健保組合に届かない場合は加入（資格取得）できません。
- 2) 任意継続資格取得（加入）と資格喪失（脱退）が同月の場合、健康保険法によりその月の保険料の還付はできません。

3. 保険料の納付方法について

◆保険料納付方法

毎月払い、前納（半期、通年）から納付（支払い）方法を選択できます。

◇毎月払い【自動引き落とし】

※毎月、指定口座から自動引き落として納付となります（手数料 220 円はご本人負担）。
自動引落の手続きについては任意継続資格取得手続き後、保険証送付時に同封します。

- ① 初回の保険料は、任意継続資格取得手続き後に資格取得（加入）月から 3か月分の保険料納付書をお送りしますので、ご自身で納付してください。
- ② 4か月目以降はご指定の口座より自動引落しとなります。
注：ご提出いただいた書類に不備があった場合は自動引き落とし開始月が変わります。



就職や本人の申し出により当健保組合の資格を喪失する場合

毎月自動的に保険料の引き落としがありますので、早急に当健康保険組合までご連絡ください。

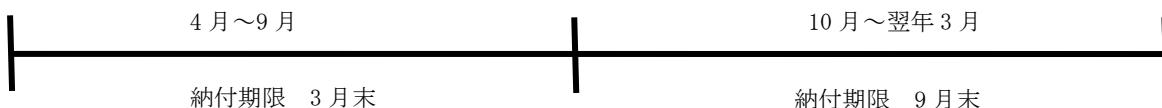
◇前納（半期）払い

納付期間：半期（4月～9月、10月～翌年3月）ごと

納付期限：前納開始月の前月末日（3月末、9月末）祝祭日の場合は翌営業日

※納付期限日後は前納不可

- ① 初回の保険料は、任意継続資格取得手続き後に資格取得（加入）月から半期分の保険料納付書をお送りしますので、ご自身で納付してください。
(初年度は2か月目から前納扱いとなります)
- ② 次の半期分からは該当時期（3月初旬、9月初旬）に保険料納付書をお送りしますので、ご自身で納付してください。



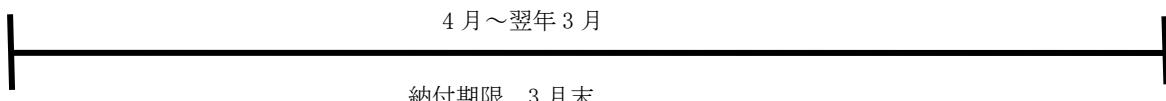
◇前納（通年期）払い

納付期間：年度ごと（4月～翌年3月）

納付期限：前納開始月の前月末日（3月末）祝祭日の場合は翌営業日

※納付期限日後は前納不可

- ① 初回の保険料は、任意継続資格取得手続き後に資格取得（加入）月から半期分の保険料納付書をお送りしますので、ご自身で納付してください。
(初年度は2か月目から前納扱いとなります)
- ② 次の通年分からは該当時期（3月初旬）に保険料納付書をお送りしますので、ご自身で納付してください。



4. よくあるお問い合わせ

◆引っ越ししたとき

住所が変わったら、速やかに当健保組合までご連絡ください。

◆任意継続の脱退（資格喪失）について

- ①期間満了したとき（退職日翌日から2年を経過）

申し出は不要です。

当健保組合より「資格喪失証明書」を送付いたします。

次の健康保険加入へお手続きください。

- ②就職して他の健康保険組合などの被保険者になったとき（国民健康保険は除く）

必要書類をお送りいたしますので、当健保組合まで早急にご連絡ください。

- ③保険料を指定された納付期日までに納めないと

納付期日の翌日付で資格を喪失し、当健保組合より「資格喪失証明書」を送付します。

※資格喪失日（納付期日の翌日）より当健保組合発行の保険証は使用できません。

使用されていた場合は、後日改めて、返還金の請求を行いますのでご承知おきください。

- ④75歳になったとき（後期高齢者医療制度の被保険者に該当）

当健保組合より事前に「後期高齢者のお知らせ」等書類を送付いたします。

後期高齢者医療制度にかかるお問い合わせはお住まいの市区町村へお願いします。

- ⑤死亡したとき

必要書類をお送りいたしますので、当健保組合まで早急にご連絡ください。

- ⑥本人の申し出によるとき

脱退（資格喪失）をご希望の場合は必要書類をお送りいたしますので、当健保組合まで早急にご連絡ください。

※申出日【当健保組合に書類の到着が確認できた日】の翌月1日に脱退（資格喪失）します。

【注意】資格喪失の申し出の取消しは認められておりません。任意継続喪失後は、いかなる理由でも任意継続への再加入はできませんのでご留意ください。